## 大阪市告示第1156号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、令和元年大阪市告示第388号(土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定)及び令和7年大阪市告示第43号(土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定)で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)の全部の指定を解除する。

なお、詳細については、大阪市環境局環境管理部環境管理課に台帳を据え置いて縦 覧に供する。

令和7年8月22日

大阪市長 横 山 英 幸

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域 大阪市鶴見区今津南一丁目3番1の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適 合していなかった特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル

3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置 基準不適合土壌の掘削による除去

(環境局環境管理部環境管理課)